

海産物の電話勧誘 トラブルにご注意



カニなどの購入の機会が増える年末年始にかけて、トラブルが増加しますので、特に注意が必要です。

少しでもおかしいと感じたらきっぱり断りましょう

事例

自宅に電話があり、海産物の購入を勧められた。

断ったのだが、海産物が送られてきて、代引きで受け取ってしまった。強引に送られてきたものなので返金してほしい。



対処法

💡電話勧誘販売の場合は特定商取引法に定める書面を受け取った日から数えて**8日以内**であれば**クーリング・オフ**ができます。対応に困った場合は、**すぐに相談**してください。

💡注文の覚えがないのであれば、代金を支払わず、送り主の名称や所在地をメモしてから、**受取拒否**をしましょう。

💡ナンバーディスプレイ機能を利用するなど、**知らない電話には出ない**、あるいは常時留守番電話にしておくのも一法です。

困ったら甲斐市消費生活センターや警察に相談しましょう！

相談専用ダイヤル ☎ 055-276-5002 (平日午前9時～午後4時)

消費者ホットライン ☎ 188 (いやや!)

警察相談専用電話 ☎ #9110